

へ他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の五十以上に相当する数の株式（出資を含む。）を有していないこと。

第六十七条の十五第四項の表以外の部分を次のように改める。

投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十七条の十五に次の五項を加える。

9 その有する資産を主として政令で定める不動産（以下この項及び第十一項において「不動産」という。）に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この条において「不動産投資法人」という。）が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。）が発行をした優先出資証券（同条第九項に規定する優先出

資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部を取得した場合（当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれが遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 前項の規定により不動産投資法人がその優先出資証券の全部を保有する同項の特定目的会社について第一項第二号へに規定する他の法人に含まれないこととされた場合において、当該不動産投資法人が当該各事業年度において支払を受ける当該優先出資証券に係る前条第一項に規定する利益の配当（以下こ

の項において「受取配当」という。）があるときは、同号亦に規定する政令で定める金額のうち当該受取配当に相当する金額として政令で定める金額は、第一項の規定により損金の額に算入される配当等の額に含まれないものとする。

11 不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。）が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合（当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出

資証券を発行する旧特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12 第十項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

13 第九項又は第十一項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十六第二項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項第一号及び第二号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月十三日」に改める。

第六十八条の三中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の二第二項中「第八十二条の二」の下に「及び第一百四十五条の二」を加え、「同条第一

項」を「同法第八十二条の三第一項及び第一百四十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二条の七」の下に「（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の七第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二条の四」の下に「及び第一百四十五条の四」を加え、同条第九項中「第八十二条の十五第一項」の下に「（同法第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第二項中「第八十二条の三」の下に「及び第一百四十五条の三」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の三第一項及び第一百四十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二条の七」の下に「（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二条の七第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二条の四」の下に「及び第一百四十五条の四」を加え、同条第九項中「第八十二条の十五第一項」の下に「（同法第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の五第一項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二条の三第一項」の下に「又は第一百四十五条の三第一項」を加え、同条第五項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、同条第六項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「当該法人」に、「又は内国法人」を「又は特定信託の受託者である法人」に改め、同条第七項、第八項及び第十四項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第十五項中「第四項まで」の下に「（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を加え、同項第一号並びに同条第十六項及び第十八項中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八条の三の六第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「特定信託の受託者である法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人」を「当該法人」に、「内国法人」を「特定信託の受託者である法人が」に改める。

第六十八条の三の七中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八条の三の八第一項中「内国法人」を「法人」に、「同法第八十二条の七の」を「同法第八十二

条の七（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）の」に、「同条第四項」を「同法第八十二条の七第四項」に改め、同条第二項中「内国法人」を「法人」に改め、「第三項まで」の下に「（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十八条の三の九第一項第三号中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「第四項」の下に「並びに第一百四十五条の五第二項及び第三項」を加える。

第六十八条の三の十中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八条の四中「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第三章第九節を次のように改める。

第九節 削除

第六十八条の八 削除

第六十八条の九第十一項中「前条第一項、」を削る。

第六十八条の十第一項中「平成十六年三月三十日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「ものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令

で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削り、同条第五項中「第六十八条の八第一項、」を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の八第一項」を削る。

第六十八条の十二第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人に該当する連結法人 器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第六十八条の十二第二項中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八条の八第一項」を削る。

第六十八条の十三第四項中「第六十八条の八第一項、」を削る。

第六十八条の十四第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第十一項及び第十二項中「第六十八条の八第一項」を削る。

第六十八条の十六第一項の表の第一号中「連結法人」の下に「（畜産業を営む連結法人については、政令で定める連結法人に限る。）」を加え、同表の第四号中「（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）」を削る。

第六十八条の十八第二項の表の第二号中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第六十八条の二十二を次のように改める。

第六十八条の二十二 削除

第六十八条の二十四第一項中「同表の第五号から第八号まで」を「同表の第五号」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第五号中「第九号までに」を「口に」に改め、同表の第六号から第九号までを削る。

第六十八条の二十六を削る。

第六十八条の二十五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第四十四条の九第一項第一号及び第二号」を「第四十四条の九第一項第二号」に改め、同条を第六十八条の二十六とする。

第六十八条の二十四の二を第六十八条の二十五とする。

第六十八条の三十一第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（前号に掲げる場合に該当する連結親法人又はその連結子法人を除く。）」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第一号とし、同条第二項第一号中「及び第三号」を削り、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第六十八条の三十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの」に、「「優良賃貸住宅」」を「「特

定優良賃貸住宅」」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「の当該優良賃貸住宅」を「の当該特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の三十（当該優良賃貸住宅」を「百分の二十一（当該特定優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の四十」を「百分の二十八」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区又は」及び「当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の二十一」の下に「第六十八条の二十三」を加え、「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定」を「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十一まで、第六十八条

の一十三から第六十八条の二十七まで」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「（同項第一号に規定する開発をいう。次号において同じ。）」を削る。

第六十八条の四十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第六十八条の四十七第一項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」を「適用事業年度」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中「の第五十六条第一項」を「第五十六条第一項第一号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「（次項」を「（第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「に第五項」を「に第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「次項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条第十八項中「第一項から第五項まで及び第九項」を「第一項、第三項から第六項まで及び第十項」に改め、同項を同

条第十九項とし、同条第十七項中「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第五十六条第十五項」を「第五十六条第十六項」に改め、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十三項中「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八条の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十一項中「第五十六条第十二項」を「第五十六条第十三項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八条の四十七第三項」を「第六十八条の四十七第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を

同条第十一項とし、同条第九項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度」を「同項に規定する適用事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各連結事業年度をいう。

第六十八条の四十九第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「平成十六年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改め、「第六十八条の八第一項、」を削る。

第六十八条の六十八第一項中「第六十八条の八第一項、」を削り、同条第四項及び第五項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「同条第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「同条第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同条第四項第九号から第十四号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第九号から第十四号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、「第六十八条の八第一項、」を削り、同条第十三項中「平成十五年十二月三十日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、」を削り、同条第三項第二号中「都市基盤整備公团」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の七十第一項中「買入れ」を削る。

第六十八条の七十二第七項中「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 第一項（第六十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額（次条第一項において「防災交換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部（同号の防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、第六十五条第八項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき收用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十八条の七十三第一項中「第六十五条第一項第一号から第三号まで」を「第六十五条第一項第一号若しくは第二号」に、「第六十五条第一項第五号」を「第六十五条第一項第四号又は第五号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金」を加え、「第六十五条第一項第四号又は第五号」を「第六十五条第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「第六十五条第一項第四号又は第五号」を「第六十五条第一項第三号から第五号まで」に、「同号」を「第六十五条第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加える。

第六十八条の七十四第一項中「第三号の三又は第三号の四」を「第三号の四又は第三号の五」に、「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の一まで」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十一号」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第二十六号」を「第一十五号」に、「第六十八条の八十五」を「第六十八条の八十五の二」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同条第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「賈收又は買入れ」を「又は買收」に、「第六十八条の七十二第七項若しくは第八項」を「第六十八条の七十二第七項から第九項まで」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第六十八条の八十二第一項中「第六十八条の八十第一項」を「第六十八条の八十」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

第六十八条の八十四第八項中「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで」に、「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改め、同条

第九項中「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二ま

で」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

第三章第十九節第四款中第六十八条の八十五の次に次の一条を加える。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十八条の八十五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この項において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十八条の八十に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）は、当

該交換により取得した用地（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該連結事業年度終了の時において、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額